

|                |   |                         |
|----------------|---|-------------------------|
| 第<br>5563<br>号 | <br>リーダースクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行        |
|                |   | リーダースクラブFAXニュース         |
|                |   | (2016年)平成28年 10月 3日 月曜日 |

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行：税理士 三輪厚二)  
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.souzokuzouyou.com>

## 結婚・子育て資金の一括贈与の特例の改正

**Q**：平成28年度の税制改正では、結婚・子育て資金の一括贈与の特例が改正されたようですが、どのように改正されたのですか？

**A**：対象となる不妊治療に要する費用に薬局に支払われるものが含まれること等が明確化されました。

### 【解説】

結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税制度の特例とは、20歳以上50歳未満の者(受贈者)が、結婚・子育て資金を受贈者の直系尊属(父母や祖父母など「贈与者」)から贈与等を受けた場合に、1,000万円までの金額について、贈与税が非課税となる制度です。

平成28年度の税制改正では、次のようにこの制度の対象となる不妊治療に要する費用に薬局に支払われるものが含まれること等が明確化されました。

#### ① 不妊治療又は妊娠に係る費用

不妊治療に係る医薬品(処方箋に基づき調剤されたものに限り)に要する費用及び妊娠に基因する疾患の治療に要する費用(医薬品に要する費用を含みます。)並びに支払先として薬局が明記されました。

#### ② 出産に係る費用

出産に基因する疾患の治療に要する費用(医薬品に要する費用を含みます。)及び産後の健康診査に要する費用並びに支払先として薬局が明記されました。

